

# 重要事項説明書

## 1 事業所の概要

|                     |  |
|---------------------|--|
| 事業所名                | 小規模多機能事業所 「晴」                              |
| 所在地                 | 横浜市栄区上郷町84-9 杜のさぼーと館1F                     |
| 事業者指定番号             | 神奈川県 1493500076 号                          |
| 管理者・連絡先<br>サービス提供地域 | 五十嵐 直子 TEL 045-896-0668<br>横浜市栄区の一部（別表1参照） |

## 2 事業所の職員体制

| 職 種       | 従事するサービス内容等   | 人 員   |
|-----------|---|---|
| 管 理 者     | 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも小規模多機能型居宅介護を提供します。                       | 1名<br>(常勤兼務 1名)                             |
| 計 画 作 成 者 | 計画作成者は登録者にかかる小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたりとともに、自らも小規模多機能型居宅介護を提供します。                   | 1名<br>(常勤兼務 1名)                             |
| 看 護 職 員   | 看護職員は、登録者の健康状態を把握するとともに、関係医療機関との連携をはかります。                                     | 3名<br>(常勤専従 0名)<br>(非常勤専従 3名)               |
| 介 護 職 員   | 介護職員は、登録者の居宅を訪問して小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対して小規模多機能型居宅介護を提供します。 | 11名<br>(常勤専従 3名)<br>(常勤兼務 0名)<br>(非常勤専従 8名) |

## 3 業務日及び業務時間

| 業 務 日       | 年 中 無 休     |
|-------------|-------------|
| 通 い サ ー ビ ス | 月～日 10時～16時 |
| 訪 問 サ ー ビ ス | 御 相 談 下 さ い |
| 宿 泊 サ ー ビ ス | 月～日 16時～10時 |

## 4 サービス内容

- (1) 小規模多機能型居宅介護計画の作成
- (2) 小規模多機能型居宅介護
  - ① 通いサービス
  - ② 訪問サービス
  - ③ 宿泊サービス
- (3) サービス事業者との連絡調整

(4) 小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握

(5) 市町村への連絡・調整等

(6) 介護保険施設の紹介その他便宜の供与

## 5 利用者負担金

(1) 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ月定額料金です。（別表2参照）

(2) 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。

登録終了日…利用者と当事業所の契約を終了した日。

(3) 加算（1日につき）（別表2参照）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録してから起算して30日以内の期間については、初期加算とし加算分に自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び開始した場合も同様です。

(4) 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用等は別途いただきます。（別表2参照）

(5) レクリエーション活動等に参加していただいた場合は材料代等の実費をいただきます。

## 6 当事業所における運営方針…当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

(1) 利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じたサービスを提供します。

(2) 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。

(3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。

(4) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

(ア) 採用時研修 採用後6か月以内

(イ) 定期研修 年2回以上

## 7 秘密保持

事業所及びその従業員は、退職後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

ただし、小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

## 8 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構成…利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（当該サービスについて知見を有する者。）また区役所、地域包括支援センターの職員がオブザーバーとして参加することがあります。

開催…概ね2ヶ月に1回以上

## 9 協力医療機関

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下を協力機関として連携体制を整備しています。

米田クリニック（内科・循環器科・消化器科・アレルギー科）

まいおか町歯科

## 10 非常災害時の対応

(1) 小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、別途定める災害計画に則って対応いたします。大規模災害発生時は大規模マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

(2) 非常災害に備え、年2回避難訓練を行います。

## 11 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

|            |  |
|------------|--|
| 電話番号       | 045-896-0668   |
| FAX番号      | 045-893-2965   |
| 苦情・相談担当者   | 五十嵐 直子   |
| 内部苦情申し立て機関 | 社会福祉法人ル・プリ 社の会事業本部<br>所在地 横浜市栄区中野町400-2<br>電話 045-896-0711<br>FAX 045-896-0713   |
| その他        | 相談・苦情については、上記受付者が随時受け付けており、受け付けた相談・苦情は申し出人の了解を得て苦情解決責任者、第三者委員会へ報告をし、申し出人と話し合い解決に努めます。また、受付から解決・改善までを記録し個人情報を除き、報告書、広報物にて実績を公表します。尚、当法人で解決できない苦情は「運営適正化委員会」に申し立てることが出来ます。 |

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

- 横浜市栄区役所 高齢・障害支援課  
（電話）045-894-8547
- 横浜市健康福祉局 介護事業指導課  
（電話）045-671-3461
- 神奈川県国民健康保険団体連合会  
（電話）045-329-3447
- 横浜市福祉調整委員会 事務局  
（電話）045-671-4045

1 2 運営法人の概要

|             |  |
|-------------|--|
| 名 称         | 社 会 福 祉 法 人 ル ・ プ リ  |
| 代 表 者 名     | 理 事 長 宮 内 眞 治  |
| 法人本部所在地・連絡先 | 横浜市旭区金が谷 5 5 0 番地  |
| 実施事業の概要     | <p>(1) 高齢者支援施設（事業所）の管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ケアプラザ（奈良・青葉台・中野・日下）             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域包括支援センター<br/>（介護予防支援事業/介護予防ケアマネジメント）</li> <li>② 居宅介護支援事業</li> <li>③ 通所介護（介護予防）/通所型サービス ※青葉台を除く</li> <li>④ 地域交流事業</li> <li>⑤ 生活支援体制整備事業</li> </ul> </li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所（晴）</li> <li>・ 訪問介護（介護予防）、訪問型サービス事業所（らいふけあ中野）</li> </ul> <p>(2) 障害者支援施設（事業所）の管理・運営</p> <p>【事業内容】</p> <p>施設入所支援 / 福祉型障害児入所施設 / 生活介護 / 短期入所<br/>         計画相談支援 / 就労継続支援（B型） / 共同生活援助（包括型）<br/>         居宅介護 / 重度訪問介護 / 行動援護 / 移動介護 / 計画相談支援<br/>         自立生活アシスタント事業 / 地域移行支援 / 地域定着支援<br/>         障害児相談支援</p> <p>(3) 児童支援施設（事業所）の管理・運営</p> <p>【事業内容】</p> <p>保育所 / 児童養護施設 / 子ども家庭支援センター / ふれあい塾</p> |
| 事業所数        | 地域ケアプラザ（4） / 小規模多機能型居宅介護事業所（1） / 訪問介護事業所（1） / 障害児・者入所施設支援（4） / 障害者地域活動ホーム（2） / 障害者福祉サービス事業所（20） / 保育所（3） / 児童養護施設（2） / 子ども家庭支援センター（1）  |

別表 1

|           |    |                               |
|-----------|----|-------------------------------|
| 通常の事業実施地域 | 栄区 | 上郷町、中野町、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷 1～2 丁目     |
|           |    | 若竹町、元大橋 1～2 丁目、庄戸 1～5 丁目、長倉町  |
|           |    | 東上郷町、尾月、上之町、犬山町、桂台北、桂台中       |
|           |    | 桂台西 1～2 丁目、桂台東、桂台南 1～2 丁目、亀井町 |
|           |    | 野七里 1～2 丁目、桂町、公田町、柏陽          |